

令和 4 年度 指定都市市長会 第 2 回総務・財政部会

## 総務・財政部会 資料

# 前回の議論のまとめ

| 分野    | 検討テーマ            | 内容                                             | 資料番号  |
|-------|------------------|------------------------------------------------|-------|
| 大都市制度 | 都市内分権のあり方        | 権限を集中すべきものと委任すべきものにはどのようなものがあるか、一般化できることはないか議論 | 1 - 1 |
|       | 広域連携との関係         | 鳥取市の保健所業務の事例等を基に、市町村連携による道府県事務の移譲のあり方について議論    | 1 - 2 |
|       | 大都市制度のあり方（総論）    | 総務・財政部会に専門家を招いて議論<br>→第3回以降に議論                 | —     |
| 税財政   | 指定都市の税財政上の課題     | 指定都市の財源の課題について議論                               | 2     |
| デジタル  | デジタル化が地方自治に与える影響 | 岡山市の情報システムに関する監査の事例を紹介し、外部監査人制度の監査人のあり方について議論  | 3 - 1 |
|       |                  | 海外（英国）の事例を基に、システム調達の迅速化のあり方について議論              | 3 - 2 |

# 検討テーマに関する基礎資料

# 1-1. 大都市制度（都市内分権のあり方）

社会構造の変化やデジタル化等に伴って生じる2つの視点から、都市内分権のあり方も再定義されていくのではないかと考えられる。

## 第30次地方制度調査会答申

指定都市においては、市役所の組織が大規模化し、そのカバーするサービスも幅広くなるため、個々の住民との距離は遠くなる傾向にある。このため、**住民に身近な行政サービスを適切に提供することや住民の意思を行政運営に的確に反映させることが課題となっている。**

### 社会情勢の変化

#### ◆ 視点1 【行政資源の制約】

人口減少・超高齢化に伴い、行政資源の利用には制約を受けていく状況下において、今後は、事務執行・サービス提供体制の効率化という観点から、**区役所に委ねていた事務を本庁等に集約する集権化・分離化の動きが加速する可能性があるのではないかと考えられる。**

#### ◆ 視点2 【DXによる時間的・距離的制約からの解放】

行政のデジタル化の進展は、時間的・距離的制約がなくなることにより、区役所の中核業務である住民サービスのあり方に大きな影響を与えることが想定され、**窓口機関としての区役所の存在意義を低下させる方向へ作用するかもしれない。**

※出典：伊藤正次「政令指定都市における区役所の組織と権限」（都市問題2020年6月号）を加工

# 1-1. 大都市制度（都市内分権のあり方）

住民に身近な行政区の役割を強化するために、集約化・分散化される業務を整理し、各市ごとの都市内分権のあり方についての見直しが必要ではないか。

## 集約化が想定される業務

＝各区が共通処理している業務の中で、DXによりオンライン化が進む行政手続きについては、その基幹業務が本庁等へ集約されることが想定される。

例：課税・納税などの税務内部事務  
戸籍や住民基本台帳の内部事務

など



## 分散化が想定される業務

＝各区の特色等に応じて対応が必要な業務

例：保健・福祉に係る相談業務  
地域防災対策や自主防災組織支援  
生活道路等の土木業務  
区づくり・地域課題事業



# 1-2. 大都市制度（広域連携との関係）

## 保健所業務の鳥取市への事務委託（鳥取県東部4市町区域）

### 背景と概要

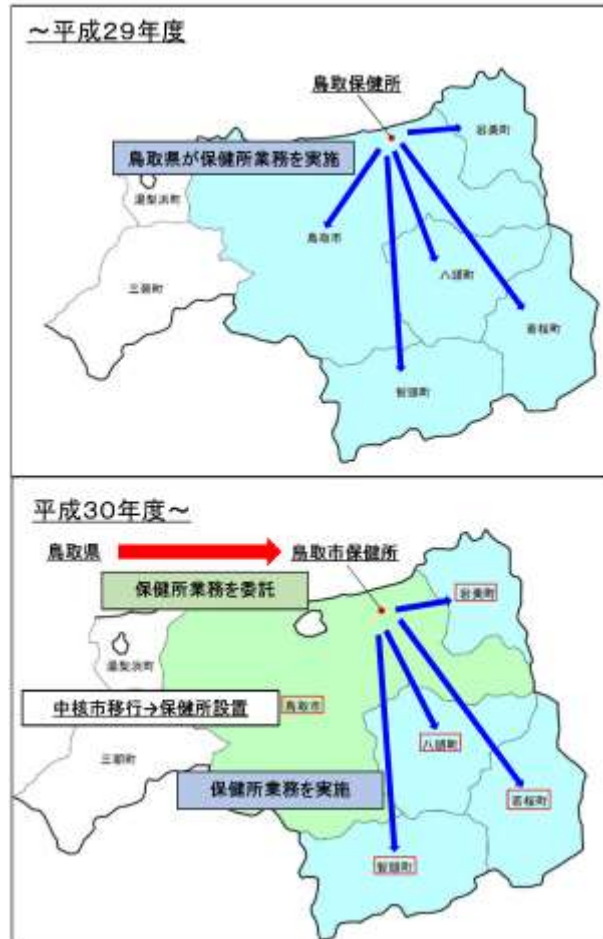
- 鳥取市は、H22.3に、鳥取県東部4町と定住自立圏を形成。鳥取市の中核市移行（H30.4～）と同時に、連携中枢都市圏へ移行。  
※ H24.3月には、兵庫県新温泉町も参加。
- 鳥取市の中核市移行に伴い、鳥取市が保健所を設置することとなる。
- 県東部に県・市が別々に保健所を設置すると、
  - 両保健所の混同につながる恐れ
  - 医師や薬剤師などの専門人材、施設や資機材の確保等の重複による行政コストの増大などが想定される。
- 東部4町区域に係る保健所業務を鳥取県から鳥取市に委託し、効率的な行政運営を実現。（H30.4.1～）

### 関係自治体

- 委託団体：鳥取県 ○ 受託団体：鳥取市
- 委託事務の対象団体：岩美町、若桜町、智頭町、八頭町

\* このほか、近隣市町村の区域に係る県の事務の委託としては、以下の事例も存在  
・神奈川県寒川町区域の保健所業務の茅ヶ崎市への事務委託  
・山口県阿武町区域の生活保護業務の萩市への事務委託

（総務省資料を基に作成）

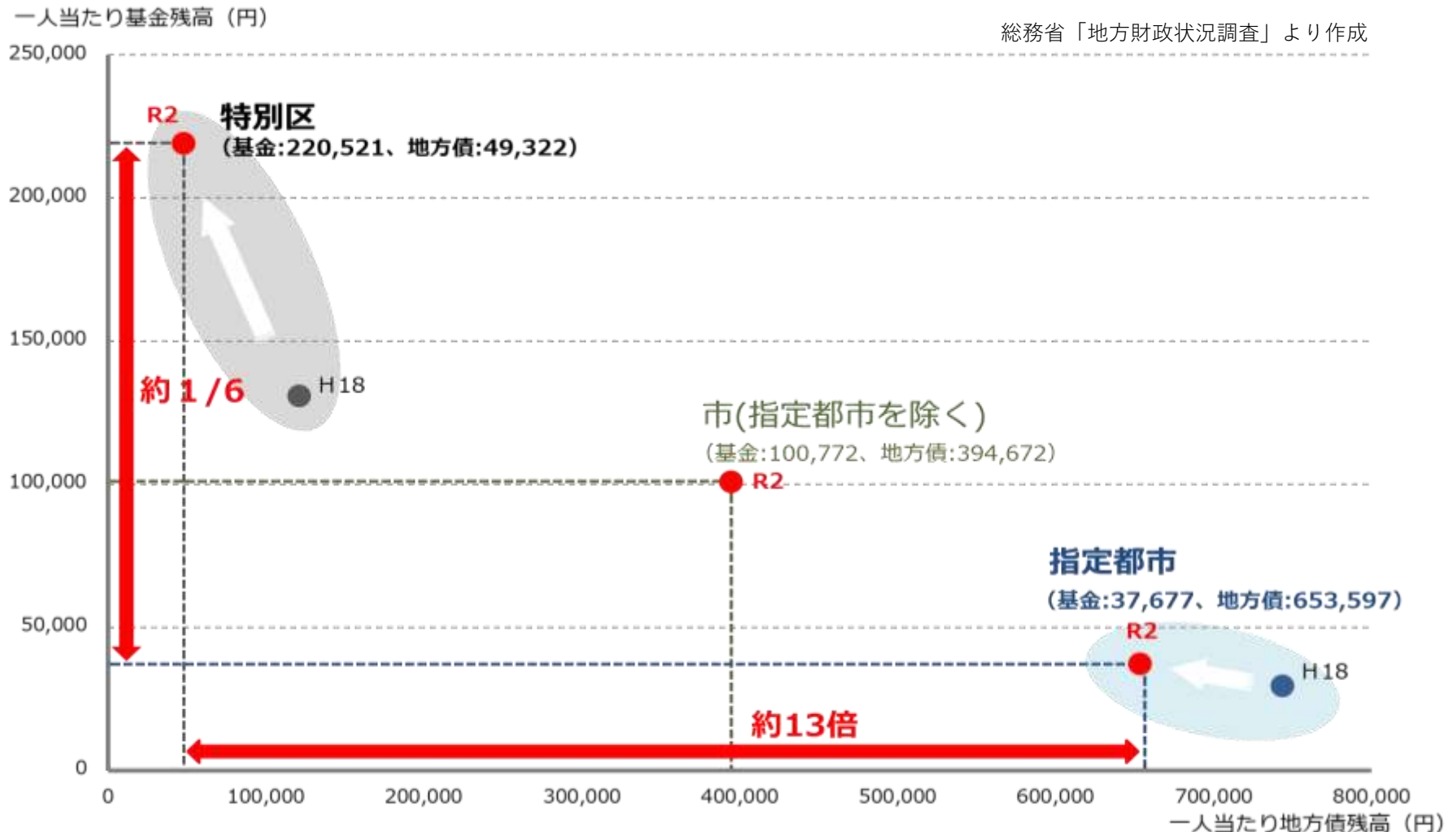


- 「市町村連携による道府県事務の移譲」を議論する上での参考事例となり得るが、この事務委託のスキームでは、**制度上は鳥取県と鳥取市との間の関係が存在するだけ**になってしまう。
- この点、**大都市を基軸とした権限の受け皿としての「圏域」**を想起する余地があるのではないか。
- 圏域形成は**特別自治市制度の税財政上の課題**（※）を克服するという文脈からも意義が認められる。

※ 例えば、マクロの面では不交付団体の水準超経費、ミクロの面では留保財源に関する課題等が想定され、広域連携による行政需要の拡大でどこまで解消できるかがポイントになり得る。

## 2. 税財政（指定都市の税財政上の課題）

一人当たり基金残高などの面から見た場合、指定都市は特別区と比べて財政状況に大きな差異があるほか、一般市等と比べても財政状況に大きな差異があると捉えることもできるのではないかな。

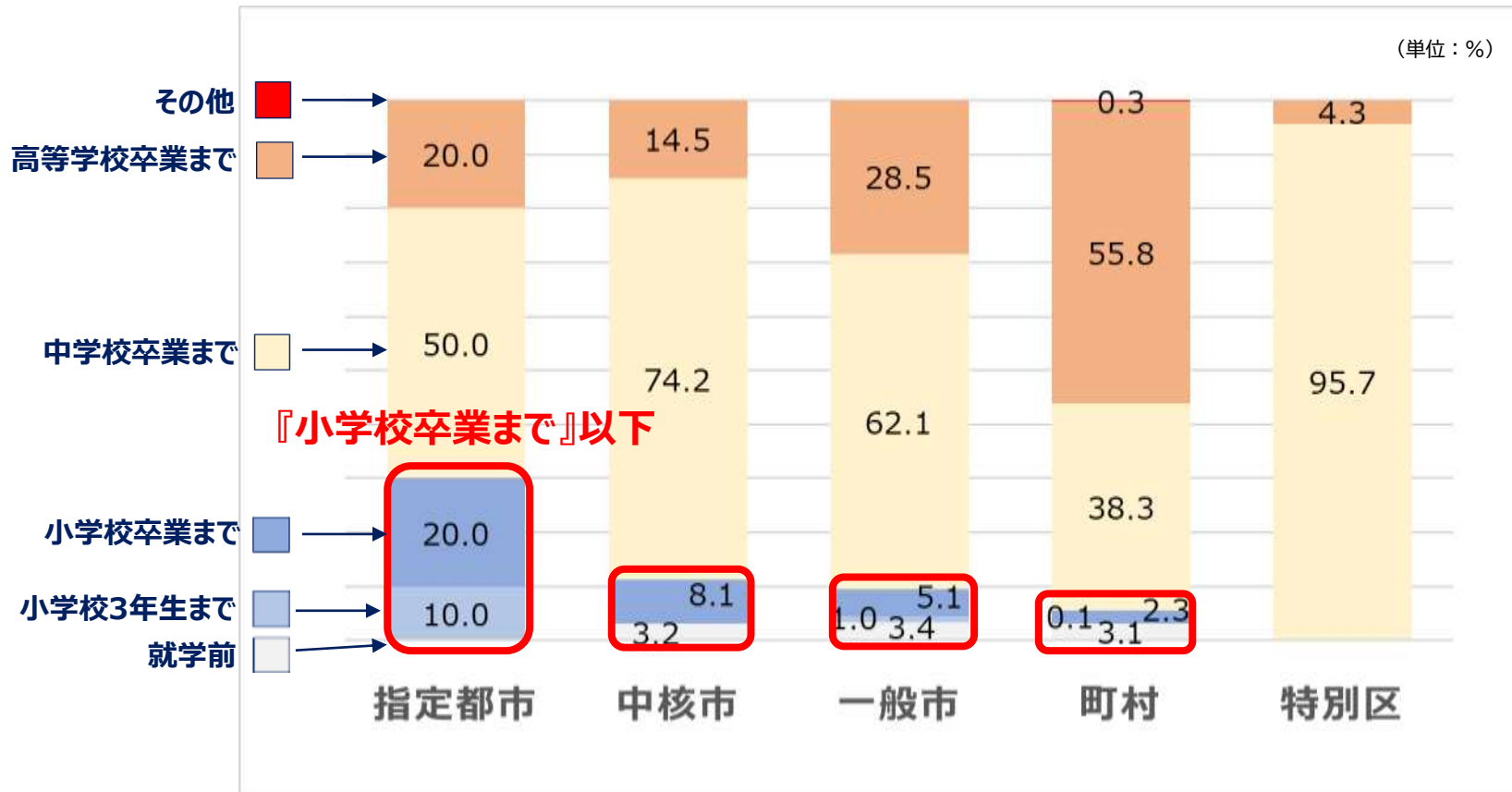


※ 将来負担比率(R2)についても、市の24.0%に対して、指定都市は86.0%で将来財政を圧迫する可能性が高くなっている。

## 2. 税財政（指定都市の税財政上の課題）

乳幼児等医療費助成の対象を比較すると、指定都市では『小学生卒業まで』以下が3割あるが、中核市・一般市では1割、町村では0.5割、特別区は該当なしとなっている。

乳幼児等医療費に対する助成制度（通院）



出典：厚生労働省子ども家庭局母子保健課「令和2年度「乳幼児等に係る医療費の援助についての調査」（令和3年9月7日）より作成

# 3-1. デジタル（監査制度上の課題）

## 岡山市包括外部監査（令和元年度）の概要

### 1. 監査テーマ

情報システムに関する事務の執行について

### 2. 監査の体制

包括外部監査人 弁護士 1 名

補助者 **情報処理安全確保支援士 1 名**

〃 公認会計士 1 名

〃 弁護士 4 名

包括外部監査の有資格者については、**地方自治法上、弁護士、公認会計士、税理士等に限定**されているため、弁護士が形式上のトップとなって、情報処理安全確保支援士が補助者に回ることによって要件をクリアしたもの

### 3. 監査の視点

ア 情報システムの構築について

ウ 情報システムの運用保守について

オ 情報システムのガバナンスについて

イ 情報システムの調達について

エ 情報システムのセキュリティについて

### 4. 指摘・意見

○ 指摘 7 4 件

「運用後の情報システムの投資対効果を評価していない」など

○ 意見 6 7 件

「保守契約における随意契約の比率が極めて高い」など

\* 現行制度では、例えば法学者レッシングが提唱した権力の4つのモードのうち、①法律（Law）、②規範（Norm）、③市場（Market）まで良いとしても、④構造（Architecture）が必ずしも射程に入っていないと捉えることもできるのではないかと。

## 3-2. デジタル（調達制度の課題）

緊急的に必要なサービスを迅速に提供する場合などのため、随意契約の要件の緩和、スピード感を持って調達ができるような仕組みの構築を検討する必要があるのではないか。

### （参考）デジタルマーケットプレイス

- 英国では行政がIT調達を行いやすいようにオンラインで登録された**調達先のリストを公開するデジタルマーケットプレイス**を運営。オーストラリアやカナダもこれを参照して導入。
- 調達要件などに基づいて、**人材、クラウドサービス、開発・運用委託事業者**などを調達できるようになっており、GDS（英国政府のデジタルサービス推進組織）の審査後、**本サービスのリストから調達する場合には競争入札を不要**としている。
- デジタルマーケットプレイス導入後、8割のIT調達が大手18社によって行われていたのが、2021年では**92%が中小・ベンチャーからの調達**に変わり、**数10億ポンド（数千億円）の経費節減**につながった。

